



Expert views: consistency in IFRS application 専門家の視点：IFRSの適用における一貫性

11月にPwCフランスが主催した「IFRS 2006」会議の開催にあたり、IFRSの主な関係者にインタビューを行いました（インタビューの参加者については以下のリストをご覧ください）。今月号では、「欧州IFRS」、解釈指針の現状、および適用における一貫性に関する質問への回答を掲載します。

インタビューの参加者：

- IASB委員長、David Tweedie 卿 (DT)；
- IASBメンバー、元AMF主任会計官、元CESR財務報告グループ仏代表、Philippe Danjou (PD)；
- IFRICメンバー、PwCグローバルIFRSリーダー、Ian Wright (IW)；
- AMF主任会計官代理、IOSCO、IFRICおよびEC円卓会議オブザーバー、Sophie Baranger (SB)；
- PwCのSEC-FPI、Wayne Carnall (WC)；
- PwCのグローバル・アカウンティング・コンサルティング・サービス・マネジメント・チームのメンバー： Jochen Pape (Eurofirm) (JP)、Dave Kaplan (US) (DK) および Peter Holgate (PH)

IFRS の適用

IFRS の解釈に関して、欧州での状況を教えてください

JP: 多くの国では解釈指針がありません。一部の国では基準設定主体が解釈指針を公表しています。また他の国では中央銀行が主に金融機関を対象とする解釈指針に準ずるものあるいはガイドラインを公表しています。さらに別の国では規制当局が指針を提供しています。会計士、研究機関等が IFRS に関する指針を提供する国もあります。これらの解釈指針は公式なものと言えるでしょうか？私の考えでは、IASB および IFRIC の公表物のみが公式なものです。その他の解釈指針等は有用な場合もありますが、その国固有の問題に限定すべきです。そうでなければ、複数の解釈指針が世界中に存在するリスクが生じます。

国別のガイドラインは必要ですか？

PD: 特に現在のような移行時期において、企業や規制当局が今後の方向性を示さざるを得ない状況では、議論がある問題です。我々はどうに対応すべきでしょうか？公式な指針を持つべきでしょうか？様々な機関が議論を行い、欧州全体における合意を形成すべきでしょうか？

公式なガイドラインについては慎重に考える必要があります。これにはいくつかの理由があります。第一に、国別の発行物は欧州法でどのような地位はあるのでしょうか？これらが欧州における発行物とはみなされず、欧州委員会、IASB あるいは IFRIC に受け入れられなかったと仮定した場合、それらの発行物の位置づけはどのようなのでしょうか？

第二に、仮に各国で国別のガイドラインを扱う機関を設立した場合、国別の解釈が本来国際的な解釈あるいは欧州における解釈となるはずであったもの置き換えてしまうリスクはないのでしょうか？経済のグローバル化および各国経済のこれまでにない同質化が進む中、これらの問題は、本当は国内の問題でなく欧州の問題なのではないのでしょうか？ですから、国別のガイドラインに性急に取り組み前に、欧州の基準設定主体は、まず既存の機関の、EFRAG あるいは欧州円卓会議で、問題を議論するのが良いでしょう。

IFRIC による基準書が公表されるまでは、代替的見解が生まれる余地があります。国別の解釈を持つことにより代替的見解が制限されると、相反する解釈が生まれるリスクがあると考えます。しかしながら、強制力のない指針が実務上で有用で、財務報告の質を向上させる場合もあります。

欧州 IFRS

我々は EC 円卓会議から実務上の対応として何を期待できますか？

PD: 多くを期待せず控えめに考えましょう。円卓会議で決定される唯一のことは、問題が重要であり IFRIC に委ねるべきであるということです。円卓会議では当該問題に関して意見が交わされ、それによりその重要性についての合意が形成されます。この合意は IFRIC における当該問題の優先度に何らかの影響を与える可能性があります。

CESR(欧州証券規制当局委員会)内でどのような調整が行われていますか？

PD: CESR には常任委員会(欧州執行機関調整会合)および欧州加盟 25 カ国と欧州委員会のオブザーバーおよび IFRIC の代表者で構成される会計基準執行担当機関間の調整会合があります。CESR は、ほぼ毎月開催されます。そこでの議題は、各規制当局から提出される IFRS の適用に関する問題です。

実務上の問題は 2 種類あります: 第一は、意見を求める国内の規制当局が決定したあるいは決定しようとしている問題です。国内機関は、決定前の場合には自らの分析案を確認する、あるいは意見を変更します(時間的余裕がある場合)。既に決定した場合は将来の類似するケースにおいて意見を変更することになります(すべての問題の統治権は維持)。第二は、将来に発生可能性が高いと思われる問題、あるいは適用の難しさが認識され始める問題です。これらの問題は、公開討論が行われその対処方法がしばしば合意されます。合意事項は CESR 事務局が管理するデータベースに記録されます。このデータベースはなぜ公開されないのでしょうか? 我々は事項の非公開と公開の適切なバランスをとる必要があります。統治権を保持する規制当局が行う決定事項は、公表済みの情報が用いることはできません。また規制当局は、独自の解釈指針(これにより IFRS 解釈指針の第 3 層目が形成されることになる)を決定することはできません。CESR の合意事項の公表は、極めて慎重に行なう必要があります。

IFRS の適用に関して欧州規制当局と SEC はどのように連携をとっていますか？

PD: CESR と SEC との間の議論は、2006 年 8 月のプレスリリースで明確にされました。SEC はロードマップの中で、IFRS を厳格に適用することが重要だと言及しています。議論のために、公式なフレームワークとともに、非公式なフレームワークもおそらく必要であると判断しました。SEC とのフレームワークの合意で、2 つのレベルで議論が行われることになりました。最初の段階は、国内の CESR 規制当局と SEC との間の個別登録企業に関する問題を議論します。解釈上の問題に原則を厳格に適用する前に関連する欧州規制当局と SEC とで議論し、その問題に原則上の不一致がないかどうかを確認します。次の段階は、CESR は横断的な問題、プロセスの問題、さらに特定の基準により一般(全体)適用に問題が生じる場合はその一般事項による問題に係る原則の議論です。別の言い方をすれば、CESR 組織としては個別登録企業のファイリングは議論の対象としません。CESR 財務報告グループ内部で予備的議論が行われ、そのあとで CESR 財務報告グループメンバーの代表団と SEC 委員が会談することになるでしょう。

IFRIC 解釈指針

なぜ IFRIC は緊急問題委員会ではないのですか？

IW: 緊急の問題の場合、おそらく数週間以内に回答を示す必要があるでしょう。この場合、3 ヶ月の協議期間を使うことはできません。IFRIC にそれが望まれるのであれば、IFRIC は実行します。ただし、正当な手続きを経ないことは認められるでしょうか? これまで IFRIC は協議期間の延長と正当な手続きを求められてきました。

IFRIC の政策委員会の会合を公開すべきだと考えますか？

IW: IFRIC の議題委員会の討議内容に関する問い合わせは多いため、公開することは有益だと思います。しかしながら、IFRIC の会合を聴講したり参加する人はあまりいません。ですから、議題委員会に参加するだけで関係者が何を求めるのか私には解りかねます。

IASB の技術的保証と権限を向上させるために、IFRIC が却下した案件を IASB が承認する必要があると考えますか？

DT: 我々はこれまで IFRIC のような機関を持ちませんでした。テクニカルパートナーが独自の判断でこれらの問題を処理していました。今は我々 IASB に回答が求められています。そして遅れると批判されます。確かに遅れることがあります。これは何百もの問い合わせが来るためです。次から次へと基準を作成するよう求められています。危険な状況です。というのも、何百ものルールが存在して、そのうちの 1 つでも見落とした場合、弁護士が指摘してくるからです。独自で判断をする場合、その判断を誤る可能性があります。その判断を文書化し、それ適正に行い、相談をしたとしても、処分されることになります。我々は昔に戻るべきではないでしょうか。皆さんが考えているほど IFRIC をあまり利用すべきではないと考えます。

IW: いいえ、そう思いません。なぜなら、基準の問題を解釈指針にすり替えるつもりはないからです。それが我々の目的ならば、その観点で長期にわたる協議プロセスを行う必要があります。状況によっては、特定の問題を引き受けないと表明することに抵抗はありません。ですから答えは明らかだと思います。

IFRIC の初期の頃、基準が明確なため実務上の解釈が多様化しないと考え、却下した事項についてあまり言及しませんでした。しかしこれにより多くの批判を受けました。このため我々ももっと説明することを決めました。基準の解釈がひとつしかあり得ず、それについて異論があるとは思えない場合でも、我々はその回答を説明すべきだと考えます。IASB ハンドブックは議論をするためのものです。却下にいったプロセスの修正を望む場合、それは必要だと思います。

欧州登録企業は IFRIC が却下した事項に従う必要がありますか？

SB: 過去に確立している会計処理に関して立場を表明することに関連します。登録企業は IFRIC が公表した指針に従う必要がありますか？ EC が正式に適用した基準および指針のみが、強制適用の対象であると考えの人がいます。

IFRIC の指針には、公表された文書は単なる情報提供であり、現行の基準および指針を修正するものではなく、IASB による協議および公式評価のプロセスを得ている旨が記載されています。登録企業が、IFRIC が最終的に却下した事項に反する会計処理を用いた場合には、厄介な問題となります。他の IFRS の基準書に関連するその文書の権威が示されていない場合でも、その文書は公式性を有します。AMF および他の欧州および世界の規制当局は、登録企業に、この状況下においてなぜ IFRIC の最終的見解に準拠しなかったのか、質問することになると思います。

IW: 却下された事項は正式なものではないため、強制力はありません。しかしながら、IFRIC メンバー、IASB スタッフ、および IFRIC ミーティングに参加した 4 人の IASB 委員が、却下事項をみて、回答は 1 つしかないとしている場合には、検討する余地があります。これは比較的稀なことですが、実際に起こりうることなのです。基準の作成者および採択者、基準解釈の専門家のすべてが、回答は A だと考えている場合、それを無視するのはかなり勇気のいることだと思います。

IFRIC が却下した事項を受け入れることは誤謬の訂正を意味しますか？

SB: 2 つの状況が考えられます。第 1 は、他のすべてを除外する会計処理を特定したための明確性が原因で却下される場合です。この場合、他の会計処理が検討される余地はありません。過去に行った処理が IFRS に準拠していないため、過去の会計処理を訂正しなければなりません。しかしながら、誤謬の訂正を説明する義務があるわけではなく、IFRIC が指針を公表したことで必要となった訂正であると説明し、数値については過去に遡って訂正することになります。

第 2 は、IFRS の規定が IFRIC には明瞭であるものの、規定の論理が明確でないと IFRIC メンバーが認識している場合です。明確性が欠如しているため様々な受取り方がありうる可能性を IFRIC が認識しており、これを不明瞭な領域と認める部分において、それを実質的に方法の変更ではないかと疑問を持つ人がいるかもしれません。

2006 年の IFRS 財務諸表の作成にあたり、作成者は IFRIC における議論をどのように勘案すべきですか？

IW: 私は、IFRIC の文書を読み、それを勘案し、適切に扱うことを作成者に勧めたいと思います。最終的な解釈を公表するまで、IFRIC が行ったことは強制力を持ちません。しかしながら、IFRIC における議論の内容は、人々が熟考する際の手助けとなるでしょう。特に早い段階の議論については、その内容を過信してはなりません、無視すべきではありません。

適用における首尾一貫性

今後も中長期にわたり代替的見解を受け入れられますか？それとも何らかの制限を設けますか？

JP: この問題は IFRS への移行のみに関連するものではありません。David Tweedie がしばしば強調しているように、IFRS が原則主義のアプローチに従っている限り、企業はそれをどう解釈するか判断する必要があります。2 つの代替的解釈が存在する状況が出てくるかも知れません。原則主義のアプローチに従った場合—私はこのアプローチを支持します—解決策が 1 つではなく、複数の解決策が容認される状況が今後も出てくることでしょう。だからといって、すべての問題に対して解決策が複数存在するわけではありません。ほとんどの場合、基準は明確であり、類似する取引については 1 つの明確な回答と解釈が存在します。

PH: 企業が「規則を適用するとこの回答が得ます。規定を読むと別の回答を得ることができます」と言った場合、2 つの回答のどちらを実施するかをその企業に委ねることができますか？私はできると考えます。なぜなら、二つの解釈が共に正当な場合は、ともに

IFRS に準拠しているからです。2 つ目の解釈が不適格な場合には、企業に委ねることはできません。なぜなら、その解釈が正当ではないからです。

PD: 経営者によるビジネス上の意思決定(経済状況の仮定、無形資産の耐用年数、割引率、資本コスト)においては、引き続き様々な裁量の余地があります。各企業は独自に仮定を検討しますが、IFRS が明示する選択肢からの選択することを含め、裁量の余地の範囲は広がります。しかし、2 つの登録企業が同じ特定の問題に直面した場合、同一の会計処理で報告する必要があります。この問題は引き続き検討すべきであり、可能であれば、その回答は明確で包括的な基準に基づく必要があります。

DT: 判断が入る場合、私の回答が 96 で、あなたの回答が 93 だとします。毎回ほぼ首尾一貫して 96 および 93 の回答を得る場合は、その判断は認められるものです。ただし、あなたの回答が 61 で、私の回答が 96 となる場合には、当該原則は意義がないと判断して何らかの措置を講じる必要があります。

米国での株式上場は IFRS 適用の首尾一貫性に影響を与えますか？

PD: 私は、IFRS 財務諸表の主目的は欧州市場であり、米国市場は二次的であると考えます。IFRS 財務諸表の作成において、米国上場が大きな影響があると思いません。

しかしながら、IFRS 財務諸表とともに USGAAP の調整表を提出しなければならない登録企業が、利用可能なオプションに制約がある中で調整項目数を減少させるオプションを選択したいと考えることも当然です。極めて理にかなったことです。その意味で、米国上場が、IFRS が設定する許容範囲内において、IFRS 適用に影響があるかもしれません。

最近、SEC は以前よりも中立的な立場で、IFRS に基づいて行った処理を US の規則に適用させることが正しいかどうか、検討しているようです。いくつかのケースでは、SEC が、IFRS の適用を問題にするのではなく、US GAAP への調整が正しかったかどうかを問題としています。

WC: 欧州には 7000 社を超える公開会社が存在します。そのうちの約 5% が SEC にファイリングを行っています。5% は、IFRS 財務諸表を作成する企業全体からするとごくわずかです。企業は主な競合企業(それが米国内の企業か米国外の企業かにかかわらず)の財務数値に注目します。そして通常、首尾一貫した会計処理を行うよう努めます。

DK: US GAAP で複数の選択肢が認められ、その選択肢の一つが IFRS の基準に合致するような状況はあると思います。外国登録企業が SEC 提出を考慮して、調整項目が発生しないその選択肢を選ぶことがあるでしょう。その逆のケースも同様です。つまり、IFRS で複数の選択肢が認められているが、US GAAP では 1 つの処理しか認められていない場合、US GAAP に合致する IFRS アプローチを選択するでしょう。また、今までにも例はありますが、調整項目を気にせずに処理をすすめた結果、2 つの異なる会計処理が行われ、調整表で差異が示されるケースもあります。

お問合せ： あらた監査法人(広報)

あらた監査法人
〒108-0014
東京都港区芝浦4丁目2-8
住友不動産三田ツインビル東館13階
電話:03-6858-0179(直通)
メールアドレス:aratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 149ヶ国 771 の都市に 14 万人以上のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計及び監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質の監査を提供していきます。

© 2007 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.